

函館市屋外広告物
許可等事務取扱要領

令和3年4月

函館市都市建設部まちづくり景観課

一 目 次 一

第 1 条 趣 旨	· · · 1
第 2 条 許 可 事 務 等 の 处 理	· · · 1
第 3 条 新 規 許 可 申 請 の 審 査	· · · 2
第 4 条 変 更 許 可 申 請 の 審 査	· · · 30
第 5 条 繼 続 許 可 申 請 の 審 査	· · · 34
第 6 条 条 例 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 適用 除 外 の 運 用	· · · 36
第 7 条 許 可 基 準 の 運 用	· · · 41
第 8 条 屋 外 広 告 物 許 可 許 可 に 係 る 各 種 届 出 の 審 査	· · · 41
第 9 条 广 告 物 景 觀 整 備 地 区 内 の 審 査	· · · 43
第 10 条 違 反 防 止 の 啓 発	· · · 43
第 11 条 許 可 期 間 滿 了 後 に 繼 続 許 可 申 請 の な い 場 合 の 指 導	· · · 43
第 12 条 そ の 他	· · · 44
附 則	· · · 44
○ 様 式 (第 1 号 ~ 第 6 号)	
○ 参 考 様 式 (第 1 号 ~ 第 3 号)	
○ 参 考 文 例 (第 1 号 ~ 第 4 号)	
○ 別 紙 (1 ~ 2)	
○ 条 例 お よ び 規 則 に 基 づ く 許 可 基 準 (参 考)	

函館市屋外広告物許可等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号。以下「条例」という。）の規定による屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示または広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の表示または設置（以下「表示等」という。）に係る許可に関する事務および届出の受理に関する事務ならびに協議に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、函館市屋外広告物条例施行規則（平成17年規則第62号。以下「規則」という。）の規定による広告物に係る各種届出の受理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。なお、条例の規定による広告物の表示等の許可の取消し、表示等の停止命令および改修、移転除却その他の措置命令に関する事務ならびに条例の規定による違反事実の公表に関する事務の取扱いについては、「函館市違反広告物是正事務取扱要領」による。

(許可事務等の処理)

第2条 標準処理期間および決裁については、次のとおり取り扱うものとする。

2 広告物の許可事務等の処理については、「函館市行政手続条例」に基づき、標準処理期間を10日と定めていることから、当該事務の迅速かつ適正な執行に努めること。この場合において、他法令の許可手続きの状況等から標準処理期間を著しく超えることが予想されるときは、あらかじめその理由を申請者に通知する（参考文例－3）など、適切な事務の執行に留意すること。

3 決裁は、「函館市事務専決および代決規程」に定めるところによる。

(新規許可申請の審査)

第3条 条例の規定による許可に関する事務は、次のとおり取り扱うものとする。

2 書類審査

規則別記第1号様式の申請書の提出があったときは、申請書記載事項、添付書類および手数料について書類審査を行うものとする。

なお、許可申請に先立ち、条例第1条の2第2項に定める広告主等から広告物の表示等について相談があったときは、条例の規制を受ける広告物の範囲および条例第7条第1項の規定による適用除外の範囲についてあらかじめ説明し、許可を要するものと認められる場合には書類審査に準じ事前指導を行い、事務処理の円滑化を図るものとする。

(1) 申請書記載事項の確認

許可申請は、広告物または掲出物件ごとに行うことを行なうことを要するが、許可権者および許可の有効期間を同じくする場合であって、次のいずれかに該当するときは、複数の広告物および掲出物件を1件の申請で取り扱うことができるものとする。

① 「表示または設置の場所」および「申請者」が同一であるとき。

『表示または設置の場所が同一』とは、敷地および建築物等が同一であること（条例に掲げる広告物または掲出物件にあっては、事務所または営業所が同一であること。）をいう。

② 広告物および掲出物件の規格および意匠ならびに「申請者」が同一であるとき。

ア 申請者等

(ア) 申請者

「申請者」となるものは、原則として広告主等であるが、いわゆる貸し看板または集合看板の所有者、電柱広告物における当該電柱等の管理受託者（装置を所有）等についても「申請者」となり得る。

(イ) 代理申請

許可を受けようとする者が代理人を指定し、申請書を提出

する場合の取扱いは次のとおりとする。

申請書の「申請者」欄の氏名の下に代理人の住所および氏名を記載し、押印させること。その際、代理権の有無について、委任事項を明示した委任状を提出させることにより、確認するものとする。（参考様式－1）

この場合、当該委任事項に係る許可の決定その他申請者への通知等は、代理人を通して行うこととなり、通知等のあて名には、申請者氏名下に代理人氏名を併記する。

イ 表示または設置の場所（移動するものにあっては、その範囲）

規則第3条（規則別表第1）に掲げる制限地域、特別制限地域の区分を判定するため、町名地番等が明確に記入されていることを要する。

申請書記載事項および添付書類により場所等を確認の結果、条例第3条の禁止物件に該当するものおよび条例第4条第1項、第2項の物件で表示等を禁止しているものを表示等すると認められるときは、場所等の変更、その他の計画の変更または中止を指導するものとする。

ウ 広告物の用途別区分

自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（以下「自家用広告物」という。）、またはその他（自家用広告物以外）が記載されていることを要する。

エ 地域区分および用途地域

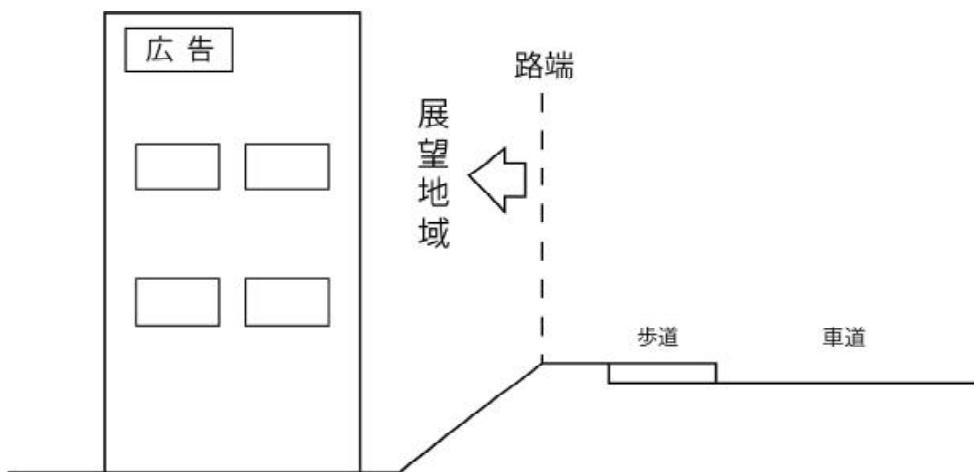
制限地域の区分の判定および許可基準適合性の判定のため、該当事項が明確に記載されていることを要する。

（ア）展望できる地域の起点

道路等およびこれらから展望できる地域の起点については、路端を起点とし、高架等の構造部は、構造物の端を起点とする。「路端」から展望できる地域のイメージは図－1のとお

りである。

図－1 路端と展望地域のイメージ



(イ) 展望できる地域の運用

「展望できる地域」とは、当該道路等から視認できる広告物および掲出物件の存在する地域とする。したがって、当該道路等から視認できない広告物および掲出物件は、「展望できる地域」外に存在するものとして取り扱う。（この場合、当該「展望できる地域」としての規制がないものとしたときに応じた規制の有無および地域区分によることとなる。）ただし、第6種制限地域に区分されるかどうかの判定にあたり、対象となる広告物および掲出物件が自家用広告物であって一事務所または一営業所に複数存在するときには、すべての自家用広告物が道路等から視認できない場合に限り、そのすべてを「展望できる地域」外に存在するものとして取り扱う。

また、明らかに当該道路等からの視認を目的としていないと認められるときは、視認できないものとみなすことができる。

道路等からの視認を阻害する要因は、自然の立地条件のほか、建築物等の人為的障害物（一時的・仮設的なものを除く。）

を含む。

なお、視認できないものまたは明らかに視認を目的としていないと認められるものに該当することの举証責任は、第一義的には広告主等にある。

才 表示面積等

規則第3条に規定する許可の基準（以下「許可基準」という。）に適合するか否かの判定および条例第44条に規定する手数料の算定を迅速かつ適正に行うため、所要の事項が添付書類に明確に記載されていることを要する。

申請書記載事項を添付書類により確認することができないときは、形式的要件を欠く許可申請となることから、申請者に対し所要の補正指導を行う。

広告物の物件数が多く申請書に記載しきれない場合は、広告物の表示面積等欄は、別紙として提出させることができる。

(ア) 広告物の種類

規則別表第3に定めるところによる。

同表の運用は、広告物の掲出実態にかんがみ、次のとおりとする。

① 「あんどん」等のいわゆる置看板であって、大きさ、重量、設置状況等から、簡易除却対象となる立看板等とはいえないものは地上広告物と、屋根面および日よけ等に表示される広告物は壁面広告物とみなす。

② のぼり・旗とは、営業の内容、取扱い商品名を表示するものなど明らかに営利を目的とするものをいい、形態がこれらに相当するものであっても、単一色のもの、万国旗等単なる装飾と認められるものは、これに該当しない（条例の規制対象としない）。

(イ) 広告物の表示面の取扱い

「広告物の表示面」とは、次のものをいう。

① 掲出物件が独立性をもった工作物である場合には、広告

物が表示される工作物の面をいう。この場合において、脚台、支柱、枠組み等は除くものとするが、これらのうち、意匠上表示面と一体となっている部分および照明装置が組み込まれている部分は、広告物の表示面に含まれるものとする。

また、広告物の表示面については、掲出物件として本来すべての場合において許可の対象とするものであるが、当該面に広告物が一切表示されていない場合は、その面については許可の対象としないことができるものとする。この場合、当該面の色彩や意匠は、広告としての効果が無いものとして明らかに認めることができるものでなければならない。

なお、条例第16条第2項の規定により、表示等の許可期間が満了した場合においては、掲出物件も除却しなければならない。よって、上記の取扱いにより全ての表示面に広告物を表示しない掲出物件となった場合においても、同様に除却の義務が発生することとなる。

- ② 建築物その他の工作物または屋上構造物の壁面に掲出され、または直接表示される浮き出しありまたは塗書きの文字・記号については、個々の文字・記号の外郭線内を1平面とみなしたものという。ただし、下地の色彩、材質等から下地と文字・記号とが意匠上一体となっていると認められるとき、および文字・記号相互の間隔が1文字・記号分以下のときは、当該下地の部分および文字・記号間の部分は、広告物の表示面に含まれるものとする。

(ウ) 照明の有無

規則に定める「照明」とは、照明装置およびネオン等の発光装置をいう。照明の有無は広告物または掲出物件ごとに記載されていることを要するが、複数の広告物の表示面を有するものであってその一部にのみ照明装置等が設けられるもの

にあっては、さらに、照明を伴うこととなる表示面の範囲が付記されていることを要する。

(エ) 縦および横

- ① 規則において「縦」および「横」とは、広告物の表示面の縦および横の長さの最大値をいう。
- ② 表示面が立体であるとき（広告物が表示される工作物の面自体が曲面状、球状など平面以外の形状である場合および個々の面自体が平面であっても複数の面が明らかに同一方向からの視認を目的として一つの表示面を構成しているものと認められる場合）は、表示方向から見た場合の外郭線内を1面とみなして取り扱うものとする。
- ③ 表示面が不整形なものについては、「縦」および「横」の記載を省略することができるものとする。この場合その表示面積の算出式は別紙として添付させることとする。
- ④ 単位はメートルとし、小数点第3位を四捨五入した数値とする（「高さ」、「面積」についても同様。）。
- ⑤ 立看板にあっては「縦」に脚の長さを含める。
- ⑥ アドバルーン広告物にあっては、「長さ」は「縦」と、「幅」は「横」と読み替えるものとする（規則別表第2第3号の表）。

(オ) 面数

規格を同じくする広告物の表示面の数をいう。ただし、一つの表示内容を複数の広告物または掲出物件に分割して表示するもの（以下「分割表示広告物」という。）にあっては、一つの表示内容を構成する表示面全体を1面として取り扱うものとする。

なお、形状等から表示面を複数の面に区分し難いものにあってはその表示面全体を1面として取り扱うことができるものとする。

(カ) 高さ

規則において「高さ」とは、特段の定めのない限り、広告物および掲出物件自体の高さの最大値（地上広告物にあっては地盤面からその上端まで、壁面から突き出して装置されるものにあってはその下端から上端まで、屋上広告物にあっては屋上の取付け面からその上端まで）をいう。

屋上広告物を屋上構造物に設置するときは、規則別表第2の備考2に定めるところにより、当該屋上構造物部分は屋上広告物の「高さ」に含まれるものとする。

なお、壁面広告物および簡易広告物（アドバルーン広告物を除く。）にあっては、当該広告物自体の高さについて規制を受けないことから、当該欄への記載は、これを要しない。

(イ) 「表示面積」の算定

添付書類による審査の結果、実面積が明らかな場合はこれによることとし、明らかでない場合には次によるもののほか、表－2「広告物の態様の記載例および面積の算定例」による。

① 「表示面積」

表示面をこれに外接する正方形もしくは長方形または三角形、円形その他の図形とみなして算定する。ただし、形状等から複数の面に区分し難いものにあっては、球または円柱、円すいその他の多面体とみなして算定する。

② 「1面の表示面積」

表示面（表示面が立体であるときは、表示方向から見た場合の外郭線内を1面とみなしたもの）をこれに外接する正方形もしくは長方形または三角形、円形その他の図形とみなして算定する。

表－1の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に掲げる面積により取り扱うものとする。

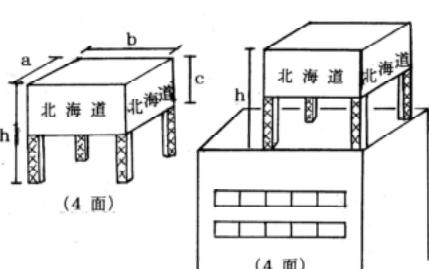
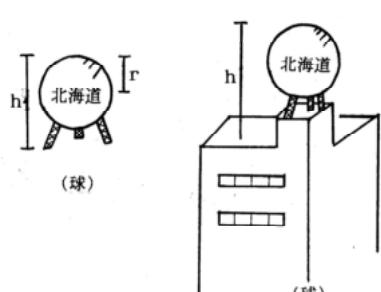
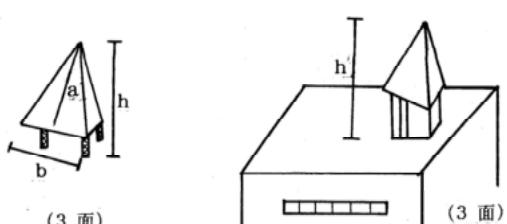
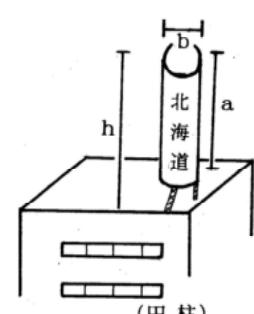
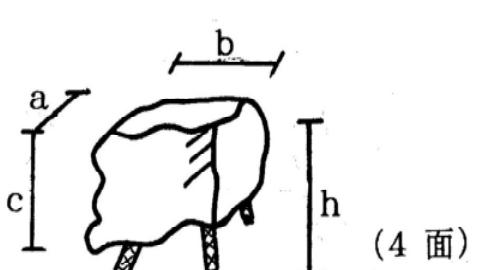
表－1 「1面の表示面積」の特例

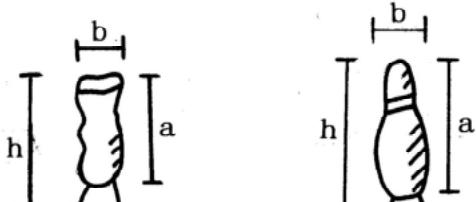
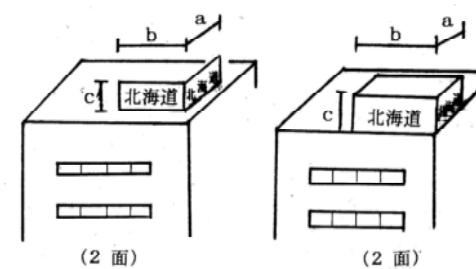
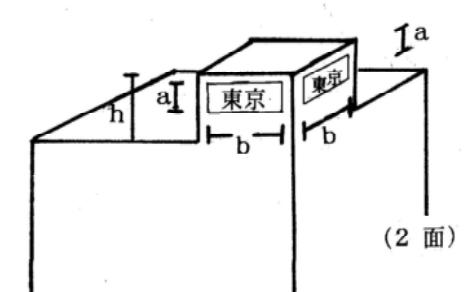
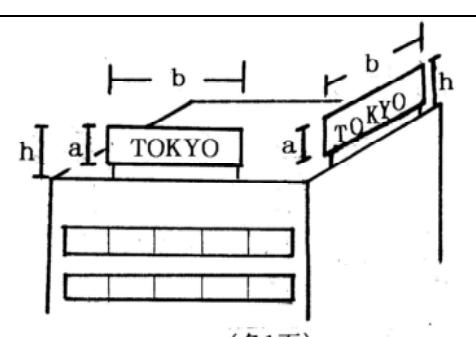
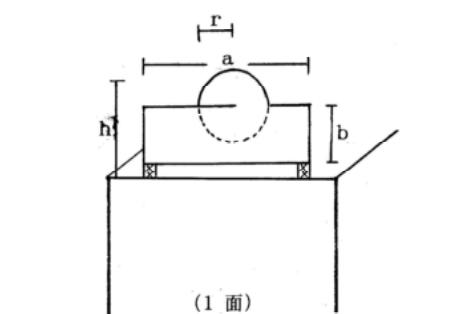
区分	1面の表示面積
一つの広告物を掲出する物件に複数の広告物を表示する場合	表示方向を同じくする広告物の表示面の面積の総和
表示面が立体である場合	表示方向から見た場合の外郭線内を1面とみなしたもののは面積
分割表示広告物である場合	一つの表示内容を構成する広告物の表示面の面積の総和

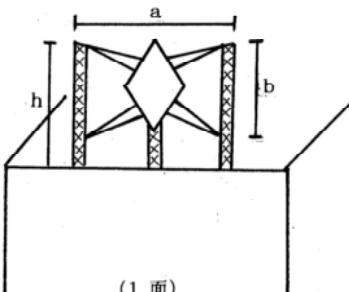
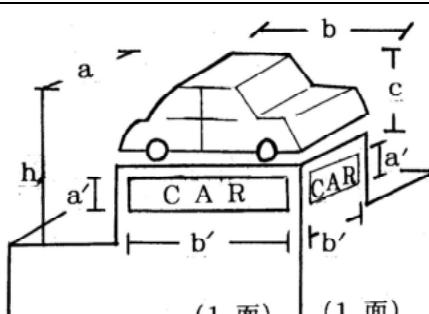
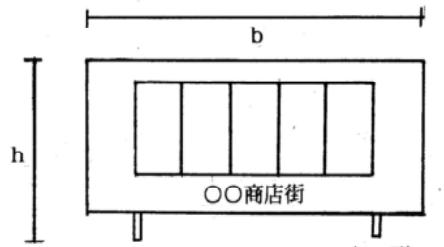
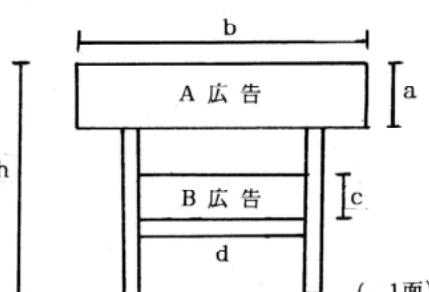
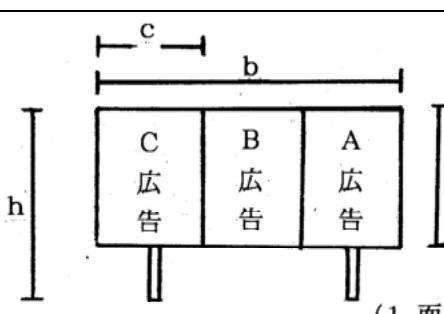
表-2

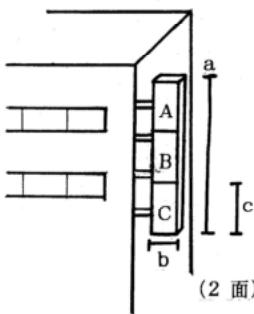
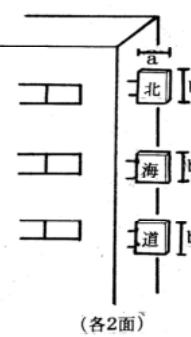
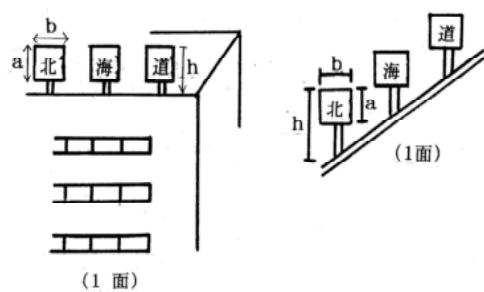
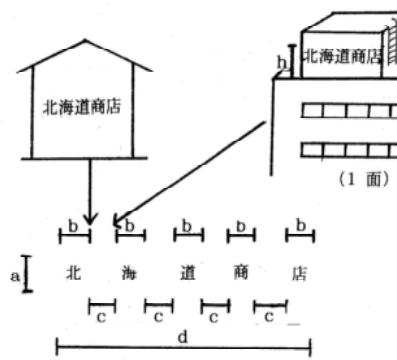
広告物の態様の記載例および面積の算定例

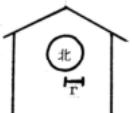
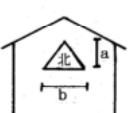
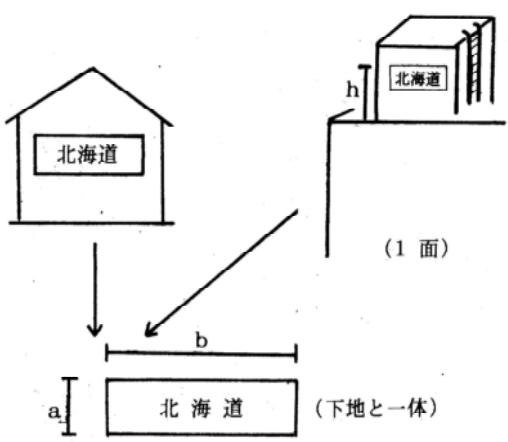
(1)

態 標		縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
1		c c	a b	2 2	h	$2ac + 2bc$	$b \times c$
2					h	$4\pi r^2$	πr^2
3		a	b	3	h	$\frac{ab}{2} \times 3$	$\frac{ab}{2}$
4		a	b	1	h	$a \times b \pi$	$a \times b$
5		c c	a b	2 2	h	$2ac + 2bc$	$b \times c$

態 樣		縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
6		a	b	1	h	$a \times b \pi$	$a \times b$
7		c	a b	1 1	c	$ab + bc$	$b \times c$
8		a	b	2	h	$2ab$	$a \times b$
9		a	b	1	h	$2ab$	$a \times b$
10		$b+r$	a	1	h	$ab + \frac{\pi r^2}{2}$	$ab + \frac{\pi r^2}{2}$

態 樣		縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積	
11	 (1面)	b	a	1	h	$a \times b$	$a \times b$	
12	 (1面) (1面)	c c a' a'	a b b' b'	2 2 1 1	h	$2ac + 2bc + 2a'b'$	$bc + a'b'$	
13	 (1面)		a b	1	h	$a \times b$	$a \times b$	
14	 (1面)		a c	b d	1 1	h	$ab + cd$	$ab + cd$
15	 (1面)		a	b	1	h	$a \times b$	$a \times b$
<p>※A B Cのいずれかに適用除外広告物がある場合には、手数料の算定は当該適用除外広告物を除いて行う。なお、A B Cの各広告物のいずれもが自家用10m²以下の適用除外広告物であっても、A B C全体で1個の広告物として当該制限地域の適用除外基準または許可基準を超えて表示し、または設置することはできない。</p>								

態 樣		縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
16		a	b	2	a	2ab	$a \times b$
		<p>※A B Cのいずれかに適用除外広告物がある場合には、手数料の算定は当該適用除外広告物を除いて行う。なお、A B Cの各広告物のいずれもが自家用10m²以下の適用除外広告物であっても、A B C全体で1個の広告物として当該制限地域の適用除外基準または許可基準を超えて表示し、または設置することはできない。</p>					
17	○分割表示広告物のうち、建築物その他の工作物の壁面から突き出して装置されるもの		b	a	2面 3個	6ab	3ab
18	○No.16, No.17以外の分割表示広告物		a	b	1面 3個	3ab	3ab
19	○建築物等または屋上広告物の壁面の浮出し・塗書きの文字等		$b < c$ の場合		$b \geq c$ の場合		
		a	b	5枚		5ab	5ab
		a	d	1		$a \times d$	$a \times d$

態 樣		縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
20	 	2r	2r	1		πr^2	πr^2
21		a	b	1	h	$a \times b$	$a \times b$

カ 許可を受ける期間

申請者が表示等を予定する期間を記入するものであるが、条例第6条第4項および規則第4条の規定による「許可の期間」を限度とする。

キ 管理者

(ア) 管理者の選任

固定広告物を設置する者は、管理者を選任しなければならない（条例第13条、規則第16条）。

また、固定広告物の表示面積（壁面広告物にあっては、壁面に取り付けられたものまたは壁面から突き出して設置されたものの個々の表示面積）が10平方メートルを超えるものの管理者は、規則の規定に該当する者（以下「資格を有する者」という。）から選任しなければならない（規則第16条第2項、第3項）。ただし、壁面広告物または屋上広告物であって建築物その他の工作物または屋上構造物の壁面に直接描かれたようなものは除く。

(イ) 管理者の住所

固定広告物の管理者は、道内に住所（法人の場合は、事務所）を有する者でなければならない。（規則第16条第2項）

また、管理者を法人とする場合は、当該法人は道内に住所があり、資格を有する者を雇用していることが必要となる。

ク 工事施工者および広告意匠設計者

当該者が屋外広告業を営む者であって条例第26条第1項の規定による登録を受けていないときは、直ちに登録申請を行うよう指導すること。

ケ 関係法令との適合性

広告物および掲出物件の表示等について道路法、建築基準法その他の法令により規制を受ける場合には、関係行政機関と緊密な

連携を保ち、その取扱いについて整合を図るものとする。

特に、道路法の規定による道路の占用の許可を要するものの許可申請にあたっては、規則第2条第1項第3号に定める「表示し、または設置する場所または物件が、他人の所有または管理に属するとき」に準じ、当該許可を受けたものに限り許可する取扱いとなることから、受理の際は関係行政庁への許可申請手続きを欠くことのないよう指導し、申請者に対して当該許可書の写しの提出を求めるものとする。

また、道路法による規制を受ける場合を除き、当該法令の規制に適合していないことをもって許可申請を不受理とし、または不許可処分を行うことはできないことから、申請書の提出にあたっては、迅速な事務処理のため、原則として、他法令の許可書の写し等を必要的添付書類とせず、次に定める取扱いとし、許可等の手続を同時に進めるものとする。

(ア) 建築基準法による工作物の確認

建築基準法の規定による工作物の確認を要するもの（高さが4メートルを超えるもの）については、必要に応じて関係行政機関と連携を保ち、その取扱いについて整合を図るものとする。

建築基準法では、屋外広告物法を建築基準関係規定に位置づけており、建築主は建築主事等に、建築物が規定に適合するものであることの確認を受けなければならないとしている。

(イ) その他の法令による許可・届出

その他の法令による規制を受ける場合については、必要に応じて関係行政機関と連携を保ち、その取扱いについて整合を図るものとする。

「その他の法令」とは、広告物および掲出物件の表示等を制限する自然公園法等のほか、表示等に係る一定の行為を規制する農地法等も含む。また、景観条例も対象となる。

『その他の法令』の例は次のとおり。

- ・自然公園法
- ・北海道立自然公園条例（許可または届出）
- ・自然環境保全法
- ・北海道自然環境等保全条例（許可または届出）
- ・都市計画法（届出（地区計画））
- ・農地法（転用の許可または届出）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

コ 表示等の限度

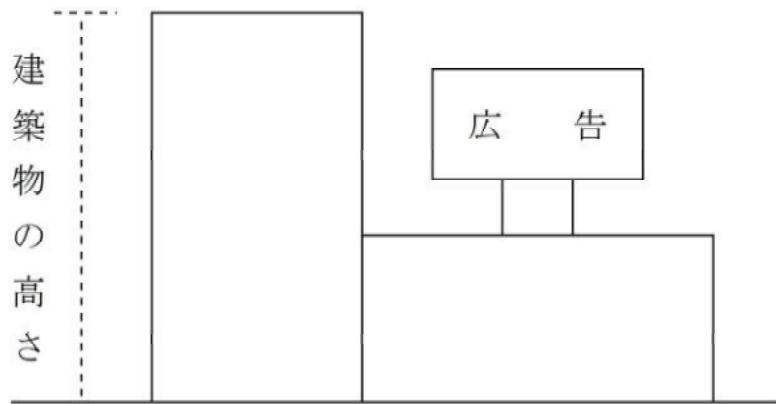
許可基準適合性の判定のため、所要の事項が次に定める内容となっていることを確認する。

(ア) 屋上広告物

- ① 規則別表第2第1号に定める「建築物の高さ」とは建築基準法施行令第2条第1項に定めるものをいうが、屋上広告物を屋上構造物に設置する場合には、同項の規定にかかわらず、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入されず、屋上広告物の高さに算入されるものとなる（規則別表第2第1号の表備考2）。
- ② パラペットは、金網、棚その他見通しのきくものを除き、建築物の高さに算入されるが、むね飾り、防火壁の屋上突出部などは建築物の高さに算入しない。
- ③ 複数の屋上面を有する建築物の一つの屋上面に屋上広告物が設置される場合であっても、「建築物の高さ」は図一のとおり建物自体の高さの最大値をいうものであるから、その設置場所によって「建築物の高さ」が左右されるものではない。
- ④ 地上からその上端までの高さが、当該設置場所について規則別表第2に定める地上広告物の高さの限度以下である場合には、同表に定める高さの限度は適用されないが、この場合にあっても、許可後の変更または継続許可申請および現地調査等の際、高さの限度以下であることを確認する。

- ⑤ 屋上広告物の表示面積が、当該屋上広告物を取り付けている建物の表面積の合計をも上回るような、逸脱した広告物とならないよう指導する。

図－2 複数の屋上面を有する建築物の高さ



(イ) 壁面広告物

① 表示面積

規則別表第2第1号に定める制限地域の壁面広告物の許可基準は、取付け壁面の面積に応じた表示面積の総量規制（簡易広告物を除く。）を行うものであるから、一つの壁面ごとの判定を要する。

② 取付け壁面の面積

規則別表第2第1号の壁面広告物の区分に定める「取付け壁面の面積」とは、申請に係る壁面広告物が表示され、取り付けられ、または突き出して装置される当該一の壁面の面積（窓等の開口部を含む。）をいう。

この場合において、建築物の外壁が連続して立ち上がった部分（以下「パラペット等」という。）があるとき、および建築物の壁面と屋上構造物その他の屋上の工作物（以下「屋上構造物等」という。）の面とが同一平面であると

きは、当該パラペット等の部分および当該屋上構造物等の面のうちパラペット等の天端までに相当する部分は、壁面として取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、屋上広告物の高さおよび建築物の高さの取扱いを変更するものではない。

また、壁面から突き出して装置される広告物は、壁面広告物として総量規制の対象となるが、当該広告物およびその装置自体は「壁面」ではないことから、これらの面積は「取付け壁面」の面積には算入されないものである。

③ すみ切り壁面の取扱い

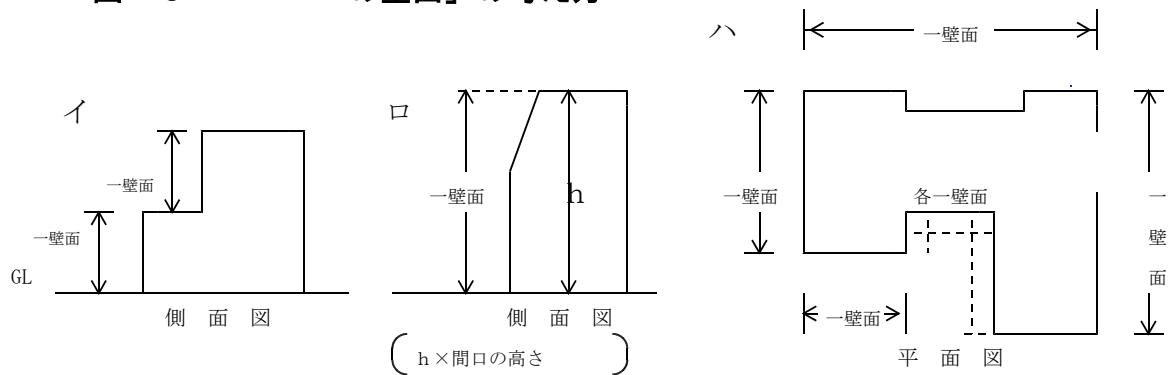
すみ切りの壁面は、その左右いずれかの壁面と一体のものとして取り扱うものとする。

当該一体のものとして取り扱う壁面の選択は申請者の指示するところによるが、一度選択された取扱いは、当該壁面に新たな壁面広告物を追加する場合においても適用されるものとする。

「すみ切り」とは、交差道路相互の見通しを良くし、安全かつ円滑な交差点通行を確保するために交差点を形成する街区の隅角部を切除したことに伴い壁面の隅角部を切除したもの指す。よって、単なるデザインにより壁面の角を切り込んだものは該当しないものとする。

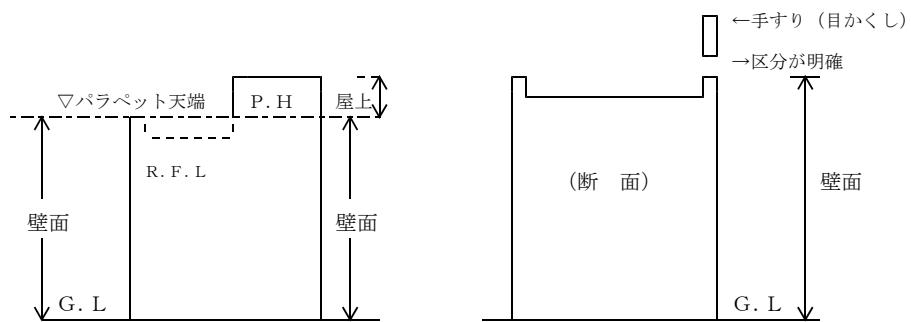
選択されたすみ切りの壁面の取扱いについては、申請書、添付書類等に「すみ切り壁面は、○○に面する壁面と一体とする」旨記載することによりこれを記録し、壁面広告物を追加する許可申請に際してその取扱いを異にすることのないよう十分留意すること。

図-3 「一つの壁面」の考え方



注 イおよびハの取扱いは、当該壁面を構成する建築物の部分の構造や形状から明らかに別壁面である場合に限るものとする。

図-4 パラペット等があるとき等の取扱い



注 建築物の壁面と屋上広告物の面とが同一平面で両方にまたがって表示され、または設置される場合（下図の斜線部分）は壁面広告物として取り扱われるものである。

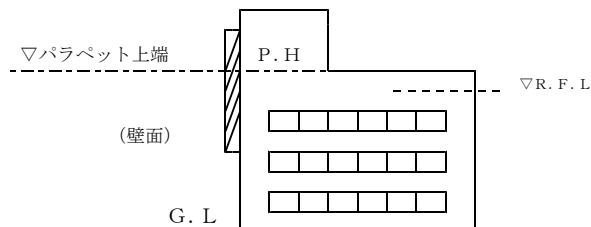
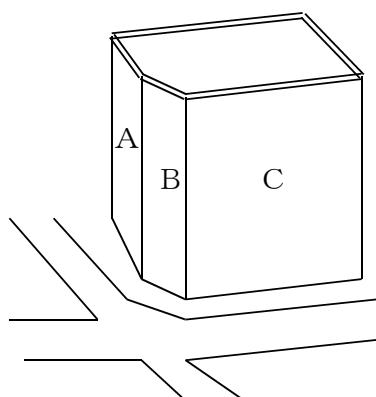


図-5 すみ切りの壁面の取扱い



- ・ B面をA面と一体のものとして取り扱うものとした場合の一の壁面は、「A+B」壁面および「C壁面」となる。
- ・ B面をC面と一体のものとして取り扱うとした場合の一の壁面は、「A」壁面および「B+C」となる。

(2) 添付書類の確認

ア 付近見取図

特に縮尺を使用したものとする必要はなく、申請書に記載された「表示または設置の場所(移動するものにあっては、その範囲)」を図面上または現地調査の際、容易に確認することができるものであれば足りる。

イ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩および表示の方法に関する仕様書および図面(照明を伴うときは、その旨を明示したもの)工事用の仕様書および図面をいうが、「表示面積等」欄および許可後の同一性ならびに管理状況を確認するために必要な次の図面を含むものであることを要する。

(ア) 土地、建築物等との位置関係を明示した図面（路敷地に位置するとき、または申請者が、案内用広告物の自家用広告物である地上広告物について、許可基準のうち「高さ」の基準を前面道路等の路面からの高さについて適用することを希望するときは、当該道路等の路盤面と設置する地面との高低差を把握できる図面）

(イ) 使用する色の種類を明記したデザイン図

(ウ) 屋上広告物の場合は、当該広告物の地上からその上端までの高さおよび建築物の高さを知り得る図面

(エ) 壁面広告物の場合は、当該取付け壁面の状況を知り得る図面（既存の壁面広告物があるときは、その位置、形状、表示面積等を明示したもの）

(オ) 自家用広告物の場合は、当該事業所の敷地および建築物等の状況を知り得る図面（既存の自家用広告物があるときは、その位置、形状、表示面積等を明示したもの）

ウ 表示し、または設置する場所もしくは物件が他人の所有または管理に属するときは、その承諾書または許可書の写し承諾書等の写しは、表示または設置の場所が明確に記入され、捺印されたものの写しであることを要する。

法人の所有または管理に属するときは、代表権のない管理責任者の発行するものであっても、これを承諾書等として取り扱うものとする。

エ 管理者資格等を証する書面

規則第17条第1項に該当する広告物の管理者について、申請書の管理者欄に所要事項を記載することにより管理者選任等届に代える場合に、固定広告物の表示面積が10平方メートルを超えるときは、同条第3項に掲げる資格を証する書面が添付されていなければならない。

なお、当該管理者（管理者が法人の場合は、資格を有する従業員）に係る住所確認については、住民票の写しにより照合する。

住民票の写しは、その発行の日から起算して3月以内のものであることを要する。

(3) 添付書類の省略

申請に係る広告物が「はり紙」であるときは、表示しようとするはり紙のすべてに申請者の住所、氏名および表示期間を明記し、これを申請書に添えて提出することにより、添付書類を省略することができる。

(4) 電柱広告物の特例

広告物および掲出物件の規格および意匠ならびに申請者が同一であることにより、複数広告物を1件の申請書として提出があった場合、掲出が広範におよぶ特性に鑑み、次のとおり取り扱うことができる。

ア 記載方法

「表示または設置の場所」欄は、町名を記載させるとともに、「詳細別紙のとおり」とし、「広告物の種類」欄は、巻き付けと突き出しの種別に分けて記載すること。

イ 添付書類

付近見取図ならびに形状、寸法、材料、構造、色彩および表示の方法に関する仕様書および図面のほか、次の項目を記した書類

の提出を求める。その際、連番を付すなど、付近見取図に記された位置と広告物の特定が容易であることを要する。

- ① 表示または設置の場所
- ② 巻き付け、突き出しの別

なお、電柱広告物の申請者たる北電興業（株）およびNTTタウンページ（株）が独自に作成した電柱広告調書等に前記の場所および種別の要件が具備されている場合は、当該調書等で差し支えない。

(5) 許可申請手数料の算定

条例第44条の手数料の算定は、次のとおりとする。

(ア) 自家用広告物である場合には、規則別表第4の制限地域の項に定める適用除外の「表示面積の合計」（10平方メートル、簡易広告物を含む。）に相当する部分を除いて算出する。ただし、この取扱いは、一つの事務所または営業所につき一度限りとし、単価（条例別表の金額欄に定める値をいう。以下同じ。）の高いものから行い、分解して行うことはできない（単価の低いものから控除した方が手数料が低くなる場合であっても単価の高いものからのみ控除し、かつ、単価の高いものの面積が10平方メートル未満であっても、残りの面積を単価の低いものから控除しない。）。

(イ) 固定広告物（アーチ式広告物を除く。）については、表示面積5平方メートルを単位としているので、申請書に記載された表示面積を5で除して得た値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）に単価を乗じて算出する。

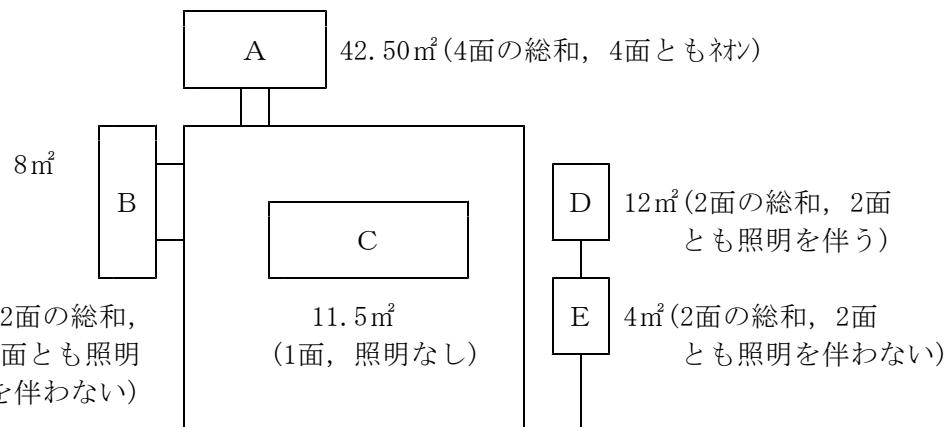
この場合において、表示面積が5平方メートルに満たないものは5平方メートルとして計算する。

(ウ) 固定広告物（アーチ式広告物を除く。）であって、複数の広告物の表示面を有するもののうち、その一部について照明を伴う場合には、照明を伴う表示面積は「発光装置または照明装置を有するもの」の区分により、照明を伴わない表示面積は「発

光装置または照明装置を有しないもの」の区分によりそれぞれ算出し、これらを合算する。

- (エ) はり紙については、50枚を単位とするので、申請書に記載された数量（枚数）を50で除して得た値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）に単価を乗じて算出する。この場合において、枚数が50枚に満たないものは50枚として計算する。
- (オ) その他の簡易広告物については、申請書に記載された数量（枚数、個数または台数）にそれぞれ単価を乗じて算出する。
- (カ) バス停留所の上屋を利用した広告物については、固定広告物（壁面広告物）として取り扱うものとする。

固定広告物の許可に係る手数料の計算例



1 一般的な計算例

$$A : 42.50 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 8.5 \rightarrow 9 \quad [\text{小数点以下の端数は切り上げ}] \\ 9 \times 1,900 \text{ 円} = 17,100 \text{ 円}$$

$$B : 8 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 1.6 \rightarrow 2 \\ 2 \times 1,300 \text{ 円} = 2,600 \text{ 円}$$

$$C : 11.5 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 2.3 \rightarrow 3 \\ 3 \times 1,300 = 3,900 \text{ 円}$$

2 一部について照明を伴う場合 (D + E)

$$D : 12 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 2.4 \rightarrow 3 \\ 3 \times 1,900 \text{ 円} = 5,700 \text{ 円} \cdots a$$

$$E : 4 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 0.8 \rightarrow 1 \\ 1 \times 1,300 \text{ 円} = 1,300 \text{ 円} \cdots b$$

$$a+b=7,000 \text{ 円}$$

注 1 下記例のように照明を伴うものの表示面積によっては、すべての表示面積を照明を伴うものとして算定した方が手数料が低くなることがあるが、手数料の算定は(1)によること。

(例) D が 6 m ² の場合	
(1) $D : 6 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 1.2 \rightarrow 2$ $2 \times 1,900 \text{ 円} = 3,800 \text{ 円} \cdots a$ $E : 4 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 0.8 \rightarrow 1$ $1 \times 1,300 \text{ 円} = 1,300 \text{ 円} \cdots b$ $a+b=5,100 \text{ 円}$	(2) $D+E : (6 \text{ m}^2+4 \text{ m}^2) \div 5 \text{ m}^2 = 2$ $2 \times 1,900 \text{ 円} = 3,800 \text{ 円}$

3 同一営業所の自家用広告物である場合

(1) Aのみ設置する場合

$$A : 42.50 \text{m}^2$$

$$(42.50 \text{m}^2 - 10 \text{m}^2) \div 5 \text{m}^2 = 6.5 \rightarrow 7$$

$$7 \times 1,900 \text{円} = 13,300 \text{円}$$

注2 自家用10m²控除は、一の事務所または営業所につき一度限りとするので、後にBからEについて許可申請があったときに重複して行わないよう十分注意すること。

(2) AからEまでがすべて同一営業所の自家用広告物であることから、要領本文第3の(1)①により、複数広告物を一の申請で取り扱う場合

単価が同一の広告物の面積は合算して算定できるものとする。

また、10平方メートルの控除は、単価の高いものから行うこととし、かつ、算定中一度限りとし、分解して行うことはできない（単価の低いものから控除した方が手数料が低くなる場合であっても単価の高いものからのみ控除し、かつ、単価の高いものの面積が10平方メートル未満であっても、残りの面積を単価の低いものから控除しない。）

- 照明を伴うものの面積を合算し、10平方メートルを控除する。

$$(42.50 \text{m}^2 + 12 \text{m}^2 - 10 \text{m}^2) \div 5 \text{m}^2 = 8.9 \rightarrow 9$$

$$9 \times 1,900 \text{円} = 17,100 \text{円} \cdots a$$

- 照明を伴わないものの面積を合算する。

$$(8 \text{m}^2 + 11.5 \text{m}^2 + 4 \text{m}^2) \div 5 \text{m}^2 = 4.7 \rightarrow 5$$

$$5 \times 1,300 \text{円} = 6,500 \text{円} \cdots b$$

$$a+b=23,600 \text{円}$$

3 許可申請書の受理および処分の決定

(1) 許可申請書の受理

ア 書類審査の結果支障がないと認められるものは、申請書の受付欄に受付印を押印し、これを受理する。

イ 形式的要件を欠くものは、所要の補正を指導し、当該補正を了した後、受理するものとする。この場合において、申請者が補正指導に応じないときは、補正すべき事項を明記した文書（参考文例－1）により、概ね7日間の期限を付して補正するよう通知する。

当該通知後、申請者等が期限内に回答しない場合、または補正に応じないとの意思を示した場合は、申請書を受理する。

「形式的要件を欠く」とは、申請書の記載欄に必要な事項の記入を欠く場合または記入されている事項が明らかに誤っていると認められる場合、必要な書類の添付を欠く場合または添付書類に記載された事項が明らかに誤っていると認められる場合などをいう。

また、営業所長、支店長等（以下本項で「営業所長等」という）を申請者または管理者とする申請で、営業所長等が商業登記法第43条第1項の会社の支配人の登記をしていない場合であっても、本社または支配人等、代表権（代理権）を有する者から委任を受け、もしくは社内規定による権限により申請を行うものであることを確認した場合には、営業所等の認証印による申請を認めて差し支えないものとする。

なお、函館市行政手続条例（平成8年条例第32号）第7条の規定により、たとえ申請書に不備があるなど申請が形式上の要件に該当しない場合であっても、申請者が申請書を提出する旨の意思を明確にした場合は、その申請書の提出を拒む（受理しない）ことはできないので、留意すること。

ウ 形式的要件は具備するが、規則に定める許可基準に適合しないものについては、申請者に対し、計画を変更し、または中止

するよう所要の補正または取下げの指導を行い、申請者が取下げ指導に応じた場合は、直ちに申請書を返戻する。

申請者が当該指導に応じないときは、許可できない旨およびその理由を明記した文書（参考文例－2）により、概ね7日間の期限を付して補正または取り下げるよう通知する。

また、当該通知に応じないときは、申請書を受理した場合においても、不許可処分となる見込みであるとともに、手数料の還付ができないことについても、併せて通知する。

当該通知後、申請者等が期限内に回答しない場合または指導に応じないとの意思を示した場合は、申請書を受理する。

(2) 許可基準の運用

許可基準の運用は、第7条のとおり。

(3) 処分の決定

ア 許可処分

- (ア) 許可基準に適合すると認められるものは、速やかに許可する。
- (イ) 許可決定を行ったときは、許可申請書副本に許可済印を押し、規則別記第4号様式の許可証を交付する（規則第7条）。
- (ウ) 許可にあたっては、許可証に許可の期間、許可の条件を記載する。

許可の期間は、規則別表第3に定める期間を限度とする。

- (エ) 許可証交付の際、表示内容等を記載した屋外広告物許可概要（別紙－1）を付する。

イ 不許可処分

許可申請書の形式的要件を欠いたり、許可基準に適合しない場合において、申請者が補正または取下げの指導に応じないとときは不許可処分とし、申請者に対してその理由を明示した文書により通知する。（規則第7条第3項）

(4) 許可証票の交付等

許可決定を行ったときは、許可を証明する許可証の交付に併せて、規則別記第13号様式に定める許可証票を交付する。その際、許可にあたっての注意事項（参考文例－4）を付する。

ア 許可証票の交付等

① 固定広告物

許可証票は、広告物もしくは掲出物件または一件の許可ごとに交付する。

ただし、自家用広告物については、その設置場所等により直接貼付することが困難と認められる場合または容易に視認できない場合は、広告物または掲出物件の所在する事務所、営業所等の外側に貼付できるものとする。

② 簡易広告物・電柱広告物

簡易広告物および電柱広告物については、大量の許可事務の円滑かつ迅速な処理を図るため、許可証票の交付を省略できるものとする。

イ 許可証票の管理

許可証票受払簿を作成し、受け入れおよび払い出しの数量を記載するなど、適正な管理を行うものとする。（様式－1・2）

(5) 屋外広告物許可台帳および資料の整理・保存

許可済の広告物または掲出物件については、電算処理するとともに、台帳を整理するものとする。

また、申請書綴りには、広告物の形状、意匠、色彩等が把握できる図面、写真および設置場所の位置図などの資料を保存しておくものとする。

(変更許可申請の審査)

第4条 変更許可申請の審査は、新規許可申請に準じて行うものとする。

新規許可申請の審査と取扱いを異にする点は、次のとおりとなる。

2 申請書記載事項の確認

「変更事項」には、移転、意匠または表示面積の変更等の事項が記載されていることを要する。

3 添付書類の確認

変更前と変更後が明確に示されている書類が添付されていなければならない。なお、次項ただし書により変更許可の有効期間を3年間とする場合などは、必要に応じ、継続許可申請に準じた添付書類を提出させるものとする。（規則第6条第1項）

4 変更許可の有効期間と許可申請手数料の取扱い

変更許可の有効期間は、変更の日を始期として現に許可を受けている許可期間を限度とする。

ただし、手数料の算定を新規の許可と同様に全部について行う場合は、変更した日を始期とする規則別表第3に規定する許可の有効期間を定めることができる。

なお、審査時において既に変更済を確認したものにあっては、新規許可申請に準じ、申請日を始期として許可の有効期間を定めるものとする。

表－3 変更内容別の手数料算定方法および許可の有効期間

(1) 表示内容（面積変更なし）を変更する場合

変更内容	手数料の算定方法	許可の有効期間
表示内容の一部変更	変更部分の面積で算定	既許可の有効期間
表示内容の全部変更	全部の面積で算定	変更の日から3年間

(2) 表示面積を変更する場合

変更内容	手数料の算定方法	許可の有効期間
表示面積の一部を拡大	拡大部分の面積で算定 ※1	既許可の有効期間
表示面積の全部を拡大	全部の面積で算定	変更の日から3年間
表示面積の一部を縮小	縮小部分の面積で算定 ※1 ※2	既許可の有効期間
表示面積の全部を縮小	全部の面積で算定	変更の日から3年間

※1 既許可の表示内容の一部を変更する場合は、当該変更部分の面積も含むものとする。

※2 一部除却による表示面積の縮小の場合は、除却届の提出で足りるものとする。

(3) 照明装置または発光装置を追加する場合

追加内容	手数料の算定方法	許可の有効期間
照明装置等を一部または全部に追加（表示内容変更を伴わない）	照明装置等を有するものの面積で算定したものと有しないものの面積で算定したものとの差額	既許可の有効期間
照明装置等を全部に追加（表示内容変更を伴う）	全部の面積で算定	変更の日から3年間

5 自家用広告物の表示面積の控除の取扱い

自家用広告物であって、新規許可申請の手数料算定の際、規則別表第1の制限地域の項に定める適用除外の「表示面積の合計」（10平方メートル）に相当する部分の除外を受けたものについては、当該部分を除いて算定する。ただし、手数料の算定対象を変更に係る部分のみとした場合は、この限りでない。

6 変更許可申請とならない変更等

次の場合は、変更許可申請とはならないことから、取扱いに注意を要する。

- ① 広告物または掲出物件の表示内容および形態・構造に変更を來たさない補強、修理または塗装換え等の管理を行う場合。
- ② 許可を受けて設置した掲出物件（掲示板等）につき、許可の期間内における広告物の表示内容の変更で掲出物件の変更を伴わないもの。ただし、申請者は、その都度事前に、その変更内容を知ることができる図面を添えて別記第8号様式により正副各1通を届け出なければならない。
- ③ 既に許可を受けている広告物の表示内容の全部を変更し、かつ、表示面積を拡大するときは、変更許可申請ではなく新規許可申請とする。

7 複数の広告物を一つの申請で許可している場合の特例

(1) 複数の広告物を一つの申請で許可している場合で、さらに新たな広告物を設置するときについては、新たに設置または追加する広告物についての新規許可申請となるが、特例として次のいずれかにより取り扱うことができるものとする。

- ① 既に許可を受けている他の広告物の表示内容または面積の変更の有無にかかわらず、新たに設置または追加する広告物と併せて新規許可申請として取り扱うこと（手数料は全部について算定する。）。

この場合、既許可物件について除却届の提出を求め、台帳の抹消整理を行い、新規許可申請によって新たに台帳を作成する。

- ② 既に許可を受けている他の広告物の表示内容または面積の変更の有無にかかわらず、新たに設置または追加する広告物と併せて第4項の変更許可の有効期間と許可申請手数料の取扱いにより変更許可申請として取り扱うこと。
- (2) 複数の広告物を1つの申請書で既に許可している場合で、その許可申請の中の1つ(もしくは複数)を撤去するときは、当該広告物についてのみの除却として除却届の提出を求め、残っている他の広告物については継続許可されているものとして取り扱うこと。
この場合、この旨台帳の整理を行うものとする。

8 経過措置の適用を受ける場合の取扱い

規則第13条または第14条の規定による経過措置（以下「経過措置」という。）の適用を受けるものについては、経過措置自体が当該規定に定める期間（以下「猶予期間」という。）に限定した措置であることから、第4項による許可の有効期間が猶予期間を超える場合には、猶予期間を限度として定めるものとする。

また、変更許可申請の内容が次のいずれかに該当するときは、その同一性が損なわれることから、経過措置の対象としないものとする。

- ① 表示面積を拡大するとき。
- ② 高さを増すとき。
- ③ 表示面積、形態または構造を変更する場合であって、その規模が過半にわたるとき。
- ④ 申請者の変更を伴うとき。ただし、新たな申請者（承継人）において、一定の期間内に是正すべき義務を承継することについて明確な意思表示がある場合を除く。

9 その他

変更許可申請に際し、許可を受けた者（以下「広告物表示者」という。）または管理者を変更するときは、当該申請は新たな広告物表示者名または管理者名によるものとする。

この場合、広告物表示者および管理者の変更については規則別記第15号様式の届出の提出を要する。

(継続許可申請の審査)

第5条 継続許可申請の審査は、新規許可申請に準じて行うものとする。

また、制限地域の区分については、新規許可後の他法令に係る地域の変更等による変更があり得ることから、制限地域の区分の確認を行うとともに、屋外広告物許可台帳の整理および保存を行うものとする。

簡易広告物のはり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕、広告網、のぼり、旗については、簡易なもので容易に取りはずすことができ、長期間の表示に対する耐久性を有していないことから、原則、継続許可申請できないものとするが、許可期間を超えて表示する必要がある場合は、その耐久性および安全性を確保したうえで、必要表示期間内に限り継続許可できるものとする。

なお、新規許可申請の審査と取扱いを異にする点は、次のとおりとなる。

2 申請書記載事項の確認

(1) 継続しようとする期間

許可を受けた期間の終期（前回許可の許可期限）の翌日を始期として申請者の予定する期間を記入するものであるが、許可の有効期間を超える場合は当該有効期間を限度とする。

(2) 道路法による占用許可その他の法令による許可・届出

道路法の規定による道路の占用許可など他法令による許可等に有効期間が設定されている場合には、当該有効期間内にあるものについて許可することを原則とすることから、関係行政庁への更新手続を欠くことのないよう指導し、必要に応じ申請者に対して当該許可書等の写しの提出を求めるものとする。（道路法による占用許可を要する場合は必須）

3 添付書類の確認

許可物件が固定広告物の場合は、その全体の状態と、各表示面および接合部・基礎の状態が把握できるカラー写真（申請前30日以内に撮影したものに限る。）および屋外広告物安全点検報告書が添付されていなければならない（規則第5条）。（参考様式－2）

屋外広告物安全点検報告書は、広告物を適切に管理し、良好な状態を保持する広告主等の義務の履行を、その実施結果報告書を継続許可申請の際の添付書類として間接的に担保するものであり、異常がある場合は、直ちに必要な補修等を行うよう指導するものとする。

屋外広告物安全点検報告書は、申請前30日以内に点検したもの求めめる。

また、表示等の場所もしくは物件が他人の所有または管理に属するときであって、その承諾または許可に期限が設けられているものについては、申請者に対して承諾書または許可書の写しの提出を求めるものとする。

4 手数料の確認

自家用広告物に係る手数料算定の際、規則別表第1の制限地域の項に規定する適用除外の「表示面積の合計」（10平方メートル）に相当する部分の除外を受けたものについては、当該部分を除いて算定する。

5 許可の有効期間

前回許可の許可期限の翌日から起算して、規則別表第3に規定する許可の有効期間を限度とする。ただし、前回許可の許可期間満了後に申請があった場合には、継続許可手続が適法に行われたとした場合に許可期限となるべき日を限度として定めるのとする。

6 経過措置の適用を受ける場合の取扱い

経過措置の適用を受けるものについては、経過措置自体が猶予期間に限定した措置であることから、第5項による許可の有効期間が猶予期間を超える場合には、猶予期間を限度として定めるものとする。

7 継続許可申請書の提出時期

継続許可申請の提出時期については、規則第5条に「期間の満了する日の1月前から5日前までの間に申請しなければならない」と規定していることから、申請期間内に申請するよう指導するものとするが、やむを得ない理由により、申請期間内に申請できないもので、既許可期間満了後1ヶ月以内に申請されたものについては、申請期間内に提出されたものとみなす。

8 その他

継続許可申請に際し、広告物表示者または管理者を変更するときの取扱いは、変更許可申請における取扱いに準ずるものとする。

(条例第7条第1項の規定による適用除外の運用)

第6条 条例第7条第1項および規則第10条第1項の規定による適用除外の運用は、次のとおりとする。

2 条例第7条第1項第1号関係

「他の法令により表示し、または設置するもの」とは、表示等の根拠が法令（地方公共団体の条例、規則を含む。）に規定されているものをいう。この場合の根拠規定には、道路標識の設置に係る道路法の規定など、一定の広告物の表示等を義務づけるもののほか、選挙運動期間中の選挙運動用ポスターの表示等に係る公職選挙法の規定など、一定の広告物の表示等ができるものも含むものとする。

(1) 法律の規定により広告物の表示等が義務づけられているものの例は、次のとおりである。

- ① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第115条第1項による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置
- ② 道路法第45条第1項による道路標識の設置および同法第47条の5による通行の禁止または制限の場合における道路標識
- ③ 建築基準法第89条第1項による一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条による建設工事の現場等への標識の掲示

(2) 公職選挙法に規定する政治活動に係るポスター、看板等のうち、選挙運動期間以外の期間に表示等されるものは、条例第7条第1項第1号に該当しないこととなる。したがって、同号以外の適用除外に該当しない限り、これらの広告物も条例第5条による規制を受けるものであるが、当該規定の適用にあたっては、市民および滞在者の政治活動の自由その他の基本的人権を不当に侵害することのない

ように留意しなければならない（条例第43条）。

なお、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出をした政党、協会その他の団体が立看板を表示するための許可を受けようするときは、条例第44条第1項ただし書により許可申請手数料を要しないこととされている。

3 条例第7条第1項第2号関係

(1) 「公共的団体」とは、法人であるか否かを問わず、公共的な活動を営む団体のすべてをいう。ただし、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第2条第1項の独立行政法人は「国」と、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人および土地改良区等の公共団体は「地方公共団体」とみなす。

また、自然公園法による公園事業を私人が行う場合など、国または地方公共団体が行うべき事務または事業を法令の規定に基づき私人が行う場合には、国または地方公共団体が行う事務または事業とみなす。

「公共的団体」となるものの例は次のとおりとする。

- ① 商工会議所、商工会等の産業経済団体
- ② 赤十字社、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体
- ③ 青年女性団体、体育協会等の文化事業団体
- ④ その他町会・自治会等事業目的が公共的性格をもつもの

これらの他、公共的団体であるか否かについては、その団体の設立の主たる目的等に公共的な目的があるかにより判断することとする。よって、その団体の事業の一部分にのみ公共的目的も含まれるなどは、公共的団体とはいえないものとする。

- (2) 「公共的目的をもって」とは、不特定多数の者の福祉の増進またはその不利益の予防を目的とすることをいい、営利を目的としないことのみでは、これに該当しないものとする。
- (3) 本号により適用除外となるのは公共的団体が当該団体の主たる事務または事業と直接結びつく内容について「公共的目的をもって」

表示し、または設置するものに限られることから、行為者が公共的団体に該当する場合であっても、当該団体の事務または事業に関連のないものおよび間接的に関連があるもの、団体の構成員の親睦を目的とするもの、当該構成員や特定職域の者のみを利益の対象とするもの、特定の個人の精神的、経済的支援を目的とするものなど営利を目的としないだけのものは、同号の対象とならないものとする。

(4) 本号に掲げる広告物または掲出物件については、その目的および掲出実態等にかんがみ、表示面積および高さについて規則上基準は設けられていないが、周囲の景観および環境を損なってはならないことにおいて他の広告物または掲出物件と変わりはないことから、広告主等に対し、その新設または変更にあたっては、許可基準または規則第10条第1項第1号から第3号までに定める適用除外基準の例により表示し、または設置するよう要請するものとする。

4 条例第7条第1項第3号関係

(1) 「公益上必要な施設または物件」とは、地方自治法に規定する公の施設および当該施設内等において公衆の利用に供される物件をいう。

(2) 「寄贈者名」とは寄贈者の氏名または名称をいうが、寄贈目的、寄贈年月日等の寄贈内容の表示を含むものとする。

なお、寄贈者の事業もしくは営業の内容または販売する商品の名称若しくは内容を表示するものは、これに該当しない。

(3) 一つの施設または物件に1個を限度とし、蛍光塗料を使用するものは本号に該当しないものとする。

(4) 本号の対象となる行為は「広告物の表示」に限られることから、当該施設または物件にさらに広告物の表示を目的とする物件を設置し、寄贈者名を表示するものは対象とならないものとする。

5 条例第7条第1項第4号関係

(1) 「自己の事務所または営業所」とは、現にその者の事業の内容たる活動が行われている建築物その他の工作物およびその敷地等の物的施設からなる一定の場所をいう。

この「事業の内容たる活動」とは、契約等の業務、事務の処理、サービスの提供を行うことのほか、工場・加工場・発電所（電気事業法の定義によるもの）等の製造・加工等の活動（農地における農作業は除く。）も含まれる。

なお、有人であるか無人であるかを問わない。

この「物的施設からなる一定の場所」とは、当該建築物その他の工作物およびその敷地のほか、道路を隔てた駐車場、分室など機能上一つの事務所または営業所を構成すると認められる土地等を含むものであるが、物的施設を欠く場合（分譲地において、現地営業所を設けることなく、分譲中である旨の「のぼり」を表示する場合など）は本号には該当しない。

なお、テナントビルに入居するテナントが当該ビルおよびその敷地内において表示等するものは、その位置を問わず同号の対象となる。

(2) 「自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容」とは、当該事務所または営業所において、現に行われている自己の事業もしくは営業に係るものまたは現に販売され、もしくは製造されている商品に係るものという。

(3) 規則別表第4に定める「表示面積の合計」とは、一つの事務所または営業所における自家用広告物（簡易広告物を含む。）の総表示面積をいう。

同一の建物に入居する複数の異なる掲出者の自家用広告物が併設される場合は、そのすべての面積の合計が別表第4の基準を満たす場合に、本号に該当するものとする。ただし、制限地域であって、その合計が当該地域における許可基準を満たし、かつ、掲出者毎に別表第4の基準を満たす場合は、それぞれ本号に該当するものとして取り扱う。

(4) 規則別表第4に定める「高さ」の基準は、条例第5条の適用を受けるものの例により適用するが、地上広告物にあっては、その視認性に配慮し、前面道路等の構造から特にやむを得ないものと認めら

れるときは、当該道路等の路面からの高さについて適用する。

6 条例第7条第1項第5号関係

(1) 「管理上の必要に基づき表示し、または設置するもの」とは、当該土地または物件の所有者名または管理者名を表示するもの、その他表示等の目的およびその内容が管理上必要と認められるものをいう。

なお、一つの土地または物件に表示方向を同じくするものを連続して設置する場合など、管理上の必要性を超えるものと認められる場合は、これに該当しない。

(2) 規則第10条第1項第3号の「1面の表示面積」の基準は、条例第5条の適用を受けるもののうち1面の表示面積について規制を受けるものの例により適用する。

7 条例第7条第1項第10号関係

規則第10条第1項第6号の「大売出し」とは、年末年始、中元、クリスマス、お祭等の大売出しなど地域的に行われる慣例的な催しのためにするものをいい、その期間中に限り設置を認めるものとする。

8 条例第7条第1項ただし書関係

適用除外広告物および掲出物件に適用除外広告物に該当しない広告物を付する場合とは、物理的に一体となった広告面に表示する場合とする。同一壁面または同一掲出物件に表示等されていても、単独で取り外しが可能な場合は本項は適用しない。なお、壁面に直接描かれた広告物については、意匠上不可分である場合に物理的に一体となっているものとして取り扱う。

9 条例第8条関係

公共広告物の掲出について協議（様式－3）があった場合、規則第11条第1項の基準内のものとなるよう要請するものとする。しかし、掲出者の了解を得られなかった場合で、さらに各制限地域の基準を超える大きさ等である場合は、従来どおり各制限地域の基準内となるよう要請するものとする。

また、この条項の趣旨が国、地方公共団体または公共的団体に対し、

良好な広告景観への取組みの先導的な役割を求めるというものであり、この趣旨を説明した上で協議を行うものとする。

協議を了した際は、様式－4により通知する。

10 その他

条例第7条第1項の規定により条例第4条第1項の適用が除外されるものにあっても、適用除外の広告物の表示等が周囲の景観および環境を損なうことのないよう、適正な管理等の指導に努めるものとする。

(許可基準の運用)

第7条 規則第3条に規定する許可基準の運用は、次のとおりとする。

2 複数の掲出者による広告物関係

同一の建物に入居する複数の異なる掲出者の自家用広告物が併設される場合は、一個あたりの表示面積、一事務所または一営業所あたりの表示面積の基準適合性の判定にあたっては、すべての広告物の面積の合計により審査する。

3 許可基準と適用除外広告物の関係

一面の表示面積および表示面積に係る許可基準の適合性については、適用除外広告物を含むすべての広告物の面積の合計により審査する。

ただし、施設等内における防犯、防災その他の安全確保を主たる目的とし、かつ、主として当該施設等に入場した者に対して表示すると認められる広告物は、許可基準の適合性判定にあたって、面積合算の対象としないことができるものとする。

4 バス停留所の上屋を利用した広告物

バス停留所の上屋を利用した広告物については、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第26号通知）の基準に適合しているものとする。

(屋外広告物許可に係る各種届出の審査)

第8条 各種届出の事務処理については、次のとおりとする。

2 各種届出の事務処理

各種届出については、行政手続条例第35条が適用され、公正な処理が義務付けられることから、次の事項に留意するものとする。

(1) 速やかに書類審査を行い、その結果、形式的要件に適合する場合は、届出を受理し所定の処理を行うこと。

(2) 形式的要件を欠いている場合は、所要の補正等の指導を行うこと。

その際、届出者が指導に応じない場合は、当該理由を明記した通知文を付して届出書を返戻するものとする。なお、形式的要件を欠いている届出に対し、直ちに補正等を求めないと、受理したものと見なされ、届出義務違反とならない場合があるので取扱いには十分注意すること。

3 管理者の届出等

(1) 管理者を定めたとき、または変更したときは規則別記第14号様式、15号様式の提出を要する。管理者が複数となる場合には個々の管理者毎に届け出なければならない。

(2) 管理者の届出は、管理者の変更等がない限りその届出は有効であるが、管理体制上の確認のため、許可申請書の提出がある毎に管理者欄に記載させるものとする。

(3) 規則第17条第3項に基づき、規則第16条第3項各号に該当することを証する書面の写しの提出について、当該管理者として届けようとする者が屋外広告物講習会修了証を紛失している場合、再交付の申請を行わせるものとする。

4 申請者の変更の届出等

承継による申請者の変更については、承継人において届け出なければならない。（条例第15条）

5 除却の届出等

(1) 条例第7条の規定により表示等した広告物および掲出物件については、条例第16条第3項に規定する「目的を完了し、または期間を満了したとき」（許可に際し付される許可の有効期間を満了したとき、条例第17条の規定により許可を取り消されたときをいう。）は、

直ちに除却しなければならない。

なお、広告物表示者は、遅滞なく、その旨を規則別記第16号様式により届け出なければならない。

(2) 複数物件を一つの申請で取り扱っているときは、すべての物件を除却しない場合であっても、除却の届出を要する。

(3) 除却した物件が簡易広告物のみの場合は、規則第20条に規定する除却後の写真の添付を省略することができるものとする。

(広告物景観整備地区内の審査)

第9条 広告景観整備地区内で広告物または掲出物件を表示等する際、条例第10条の3の規定に基づき、あらかじめ、事前協議申出書により協議を行わなければならない。

2 前項の協議が調った場合、規則第11条の5に基づき申出者に対し、事前協議の結果を通知しなければならない。

(違反防止の啓発)

第10条 広告物を表示等する場合には、条例の定めるところにより許可を受けることおよび許可の内容を遵守しなければならないことを機会あるごとに広報し、違反防止の啓発に努めるものとする。

2 申請者に対して、その広告物または掲出物件の許可期間満了のおおむね2か月前までに、文書（様式－5）を送付し、継続許可申請または除却届の提出を促すものとする。

(許可期間満了後に継続許可申請のない場合の指導)

第11条 許可期間満了後、継続許可申請がなされない場合には、許可を受けていた者が、直ちに許可申請を行う具体的な日時を示す等により、速やかな是正が見込まれる場合を除き、許可を受けていた者に対し、文書（参考様式3に準じた文書）による指導を行い、許可申請または広告物の除却を求めるものとする。

2 前項の文書による指導は、許可期間満了後、相当期間が経過したも

のを一括して行うことができるものとする。

3 第1項の文書による指導を行ったにもかかわらず、相当期間経過後、許可申請または広告物もしくは掲出物件の除却の意思がないと認められる場合には、「函館市違反広告物是正事務取扱要領」の規程に基づき是正指導等を行うものとする。

(その他)

第12条 条例第40条第2項に規定する身分証明書の管理については、様式－6の身分証明書交付簿を備え適正に管理するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。